

議案第71号

三芳町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

三芳町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年12月5日提出

三芳町長 林 伊佐雄

提案理由

令和7年8月の人事院勧告に伴い職員の給与について所要の改正をするため、本条例を改正したく、提案するものである。

三芳町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(三芳町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 三芳町職員の給与に関する条例（昭和26年三芳町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第17条の4第2項中「100分の125」を「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の125」とあるのは「100分の70」を「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」に改める。

第17条の7第2項第1号中「100分の105」を「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 別紙

第2条 三芳町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条の4第2項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」を「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」に改める。

第17条の7第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

(三芳町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 三芳町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年三芳町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
----	------

1	405,000円
2	455,000円
3	508,000円
4	574,000円
5	655,000円

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の三芳町職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の三芳町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内扱)

- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の三芳町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第3条の規定による改正前の三芳町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内扱とみなす。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	195,800	232,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
	2	196,900	233,700	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
	3	198,100	235,000	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
	4	199,200	236,300	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
	5	200,300	237,600	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	6	202,000	238,700	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
	7	203,600	239,800	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
	8	205,200	240,900	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9	206,700	242,000	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10	208,400	243,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11	210,000	244,700	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
	12	211,600	246,100	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
	13	213,100	247,500	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
	14	214,800	248,900	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
	15	216,500	250,300	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
	16	218,200	251,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
	17	219,400	253,100	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
	18	221,000	254,300	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
	19	222,600	255,600	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
	20	224,100	256,900	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
	21	225,600	258,100	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
	22	227,200	259,300	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
	23	228,800	260,500	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
	24	230,400	261,700	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
	25	232,000	262,800	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
	26	233,700	263,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
	27	235,000	265,000	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
	28	236,300	266,100	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
	29	237,600	267,000	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
	30	238,700	268,000	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
	31	239,800	269,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
	32	240,900	270,000	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
	33	242,000	271,000	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
	34	242,900	271,900	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
	35	243,800	272,700	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
	36	244,800	273,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
	37	245,800	274,400	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
	38	246,700	275,200	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
	39	247,600	276,000	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
	40	248,400	276,700	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
	41	249,200	277,400	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
	42	249,900	278,200	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
	43	250,500	279,000	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
	44	251,100	279,600	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
	45	251,800	280,300	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
	46	252,400	281,100	327,700	375,400	393,300	420,100	
	47	253,000	281,800	329,000	376,300	394,000	420,400	
	48	253,600	282,500	330,300	377,300	394,700	420,700	
	49	254,100	283,200	331,400	378,200	395,200	420,900	
	50	254,700	283,900	332,700	378,900	395,800	421,200	
	51	255,300	284,600	333,900	379,600	396,400	421,400	
	52	255,800	285,300	335,100	380,200	397,100	421,700	
	53	256,200	286,000	336,400	380,600	397,500	421,900	
	54	256,600	286,600	337,400	381,200	398,100	422,200	
	55	256,900	287,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
	56	257,200	287,900	339,600	382,500	399,200	422,800	
	57	257,500	288,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
	58	257,800	289,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
	59	258,100	289,900	341,900	384,200	400,800	423,600	
	60	258,400	290,600	342,700	384,800	401,300	423,800	

61	258,700	291,100	343,500	385,100	401,700	424,000		
62	259,000	291,700	343,900	385,600	402,200	424,300		
63	259,300	292,300	344,400	386,200	402,700	424,600		
64	259,600	293,000	345,100	386,800	403,300	424,800		
65	259,900	293,600	345,900	387,100	403,600	425,000		
66	260,200	294,200	346,600	387,700	404,000	425,300		
67	260,500	294,800	347,300	388,400	404,300	425,600		
68	260,800	295,500	347,900	389,000	404,700	425,800		
69	261,100	296,100	348,400	389,400	405,000	426,000		
70	261,400	296,700	349,000	389,900	405,300	426,300		
71	261,700	297,200	349,500	390,500	405,600	426,600		
72	262,000	297,700	350,100	391,000	405,800	426,800		
73	262,300	298,200	350,400	391,500	406,000	427,000		
74	262,600	298,800	350,900	392,100	406,300			
75	262,900	299,300	351,200	392,500	406,600			
76	263,200	299,900	351,600	392,800	406,800			
77	263,500	300,300	352,000	393,200	407,000			
78	263,800	300,800	352,500	393,700	407,300			
79	264,100	301,300	353,000	394,100	407,600			
80	264,400	301,900	353,500	394,500	407,800			
81	264,700	302,400	353,800	394,900	408,000			
82		302,800	354,200	395,400	408,300			
83		303,100	354,600	395,800	408,600			
84		303,400	355,000	396,200	408,800			
85		303,600	355,300	396,500	409,000			
86		303,900	355,700					
87		304,100	356,100					
88		304,400	356,500					
89		304,600	356,700					
90		304,800	357,100					
91		305,100	357,500					
92		305,300	357,900					
93		305,600	358,100					
94		305,800	358,400					
95		306,100	358,800					
96		306,400	359,100					
97		306,700	359,400					
98			359,800					
99			360,200					
100			360,600					
101			361,100					
102			361,500					
103			361,900					
104			362,300					
105			362,800					
106			363,200					
107			363,500					
108			363,800					
109			364,200					
110								
111								
112								
113								
定年前再任用短時間勤務職員		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800

参考

三芳町職員の給与に関する条例 新旧対照表（第1条関係）

改正後	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第17条の4 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合に</u>は<u>100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4から6まで 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第17条の7 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第17条の4 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4から6まで 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第17条の7 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u></p>

100分の105、12月に支給する場合には100分の1
07.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定
年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給
する場合には100分の50、12月に支給する場合には1
00分の52.5を乗じて得た額の総額

3から5まで 略

_____を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定
年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の5
0

_____を乗じて得た額の総額

3から5まで 略

三芳町職員の給与に関する条例 新旧対照表（第2条関係）

改正後	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第17条の4 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u> <u>_____</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u> <u>_____</u>とする。</p> <p>4から6まで 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第17条の7 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の106.25</u> <u>_____</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第17条の4 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の125</u>、<u>12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4から6まで 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第17条の7 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の105</u>、<u>12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p>

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25

を乗じて得た額の総額

3から5まで 略

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5を乗じて得た額の総額

3から5まで 略

三芳町一般職の任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表（第3条関係）

改正後	現行																												
<p>(特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 (以下「特定任期付職員」という。) には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td><u>405,000円</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>455,000円</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td><u>508,000円</u></td></tr> <tr> <td>4</td><td><u>574,000円</u></td></tr> <tr> <td>5</td><td><u>655,000円</u></td></tr> <tr> <td>2 略</td><td></td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	<u>405,000円</u>	2	<u>455,000円</u>	3	<u>508,000円</u>	4	<u>574,000円</u>	5	<u>655,000円</u>	2 略		<p>(特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 (以下「特定任期付職員」という。) には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td><u>392,000円</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>440,000円</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td><u>492,000円</u></td></tr> <tr> <td>4</td><td><u>555,000円</u></td></tr> <tr> <td>5</td><td><u>634,000円</u></td></tr> <tr> <td>2 略</td><td></td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	<u>392,000円</u>	2	<u>440,000円</u>	3	<u>492,000円</u>	4	<u>555,000円</u>	5	<u>634,000円</u>	2 略	
号給	給料月額																												
1	<u>405,000円</u>																												
2	<u>455,000円</u>																												
3	<u>508,000円</u>																												
4	<u>574,000円</u>																												
5	<u>655,000円</u>																												
2 略																													
号給	給料月額																												
1	<u>392,000円</u>																												
2	<u>440,000円</u>																												
3	<u>492,000円</u>																												
4	<u>555,000円</u>																												
5	<u>634,000円</u>																												
2 略																													